

第22期第11回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年3月14日（月）15時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|---|-----------|
| (1) 佐賀県資源管理方針の変更（案）について（諮問） | P 2～P 20 |
| (2) 特定水産資源に関する令和4年管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問） | P 21～P 24 |
| (3) 令和4年（2022年度）もじやこまき網の許可方針（案）について（諮問） | P 25～P 27 |
| (4) ぶり（もじやこ）特別採捕許可方針（案）について（協議） | P 28～P 30 |
| (5) 玄海漁協肥前町統括支所におけるカキ・ヒオウギ貝養殖試験について（協議） | P 31～P 50 |
| (6) 漁業法第90条にかかる資源管理の状況等について（報告） | P 51 |
| (7) 第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告） | P 52～P 60 |
| (8) その他 | |

水産第4575号
令和4年3月7日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

佐賀県資源管理方針について（諮問）

佐賀県資源管理方針について、別添案のとおり変更したいので、漁業法第14条第10項の規定により、貴委員会の意見を求める。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田）

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
第1～第8 略 別紙1－1～5 略	第1～第8 略 別紙1－1～5 略

第1 特定水産資源
くろまぐろ（小型魚）（30キログラム未満のものに限る）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業及び法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第1 特定水産資源
くろまぐろ（小型魚）（30キログラム未満のものに限る）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

④ 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日にに関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成 22 年（2010 年）1 月 1 日から平成 24 年（2012 年）12 月末までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。

また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について松浦海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によつて配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

**水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聞いて必要とする知事管理区分に配分するものとす
る。**

第4 その他資源管理に関する重要な事項
知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めると認めるときには、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理魚獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1－7

**第1 特定水産資源
くろまぐろ（大型魚）（30キログラム以上のものに限る）**

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

**① 水域
中西部太平洋条約海域**

**② 対象とする漁業
中西部太平洋条約海域**

**③ 対象とする漁業
佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があ
る者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業**

**④ 漁獲可能期間
周年**

2 種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）

第4 その他資源管理に関する重要な事項
知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めると認めるときには、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理魚獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1－7

**第1 特定水産資源
くろまぐろ（大型魚）（30キログラム以上のものに限る）**

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

**① 水域
中西部太平洋条約海域**

**② 対象とする漁業
中西部太平洋条約海域**

**③ 対象とする漁業
佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があ
る者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業**

**④ 漁獲可能期間
周年**

2 漁獲量の管理の手法等

<p>(3) 漁獲可能期間</p> <p><u>周年</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>(2) 漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるとときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日にに関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)</p> <p>2 佐賀県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>水域</u></p> <p>中西部太平洋経海域</p> <p>② <u>対象とする漁業</u></p> <p>佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(佐賀県くろまぐろ(大型魚)定置漁業を除く。)</p> <p>③ <u>漁獲可能期間</u></p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理生</p>

度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないことを認めるとときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について松浦海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によつて配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聞いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表にして、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときには、当該知事管理区分の漁獲量の7割を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
知事管理区分の漁獲量の総量等の公表にして、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときには、当該知事管理区分の漁獲量の7割を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 78 千トン（平成 30 年）、生産額は 331 億円（平成 29 年）である。また、漁業就業者数は、3,669 人（平成 30 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 くろまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－2

第1 特定水産資源 まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－4

- 第 1 特定水産資源
まさば対馬暖流系群
- 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まさば漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
- ② 水域
②の対象とする漁業が、まさばを採捕する水域
- ② 対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさばを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで
- 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。
- 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
- | 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統 |
| 小型まき網漁業 | 4 統 |
| しき網漁業 | 50 統 |
| 定置漁業 | 2 統 |
| 小型定置網漁業 | 60 統 |

別紙 1－5

- 第 1 特定水産資源
するめいか
- 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
- ③ 水域
②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域
- ② 対象とする漁業
定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで
- 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。
- 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
- | 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 定置漁業 | 2 統 |
| 小型定置網漁業 | 60 統 |

第 1 特定水産資源
くろまぐろ（小型魚）（30 キログラム未満のものに限る）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源
くろまぐろ（大型魚）（30キログラム以上のものに限る）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

水産第4576号
令和4年(2022年)3月8日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・永江)

くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
4. 0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0. 4トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3. 6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
6. 5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	3. 3トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3. 2トン

第3 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

3水管第2462号
令和3年12月24日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)
くろまぐろ（小型魚）	4.0トン
くろまぐろ（大型魚）	6.5トン

3水管第2777号
令和4年2月15日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら 太平洋系群			
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか	現行水準	0.02%	50トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間（するめいか：平成30年から令和2年、その他：平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

水産第4602号
令和4年（2022年）3月8日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嗣 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

令和4年（2022年）度 もじやこまき網漁業の許可方針（案）
について（諮問）

のことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業
調整規則第15条第2項、第11条第3項及び同条5項の規定により、貴
会の意見を求めます。

については、令和4年3月22日（火）までに答申してください。

担当：水産課漁業調整担当 川崎

令和4年（2022年）度もじやこまき網漁業許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

もじやこまき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10隻

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

令和4年5月20日から令和4年6月11日まで

（7）漁業を営む者の資格

①第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者

②佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

③佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

④佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

⑤適切な資源管理を実践できる者

⑥漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年5月20日から令和4年10月31日まで

第3 申請すべき期間

令和4年4月1日から令和4年4月30日まで

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、現在「ぶり養殖業」を営んでる者

(2) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、新たに
「ぶり養殖業」を営もうとする者

第5 条件

1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。

水産第4599号
令和4年(2022年)3月8日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 善 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

ぶり(もじやこ)特別採捕許可方針(案)について(協議)

佐賀県漁業調整規則第37条第1項の規定により、15センチメートル以下のぶり(もじやこ)については採捕を禁止しています。

このため、15センチメートル以下のぶり(もじやこ)を採捕する場合は、同規則47条第1項の規定により特別採捕の許可を受ける必要があります。

については、令和4年度ぶり(もじやこ)特別採捕許可方針(案)により許可したいので協議します。

(担当:水産課漁業調整担当 川崎)

ぶり（もじやこ）特別採捕許可方針（案）

令和4年（2022年）度における、ぶり（もじやこ）の特別採捕の許可については、次の方針により処理する。

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 使用漁具及び漁法

まき網、すくい網（まき網を使用する場合は、もじやこまき網漁業に係る知事の許可を受けなければならない。）

3 操業区域

佐賀県玄海海域

4 採捕期間

令和4年（2022年）5月20日から令和4年（2022年）6月11日まで

5 許可の有効期間

令和4年（2022年）5月20日から令和4年（2022年）10月31日まで

6 許可隻数

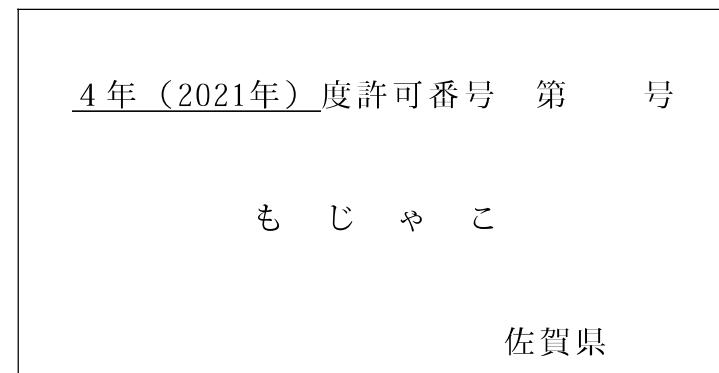
10隻

7 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) もじやこの総採捕尾数は、各年度定めた採捕数量計画尾数を按分した尾数以内とする。
- (3) 採捕したもじやこは、10月31日まで販売してはならない。
- (4) 採捕する網目の目合は、1.2センチメートル以上（26節以内）とする。
- (5) 操業中は別に定める標旗を掲げなければならない。

(6) 漁期終了後は、速やかに採捕尾数実績報告書を提出しなければならない。

標旗



8 許可の対象

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

水産第4684号
令和4年(2022年)3月11日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵩 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



肥前町統括支所におけるカキ・ヒオウギガイ養殖試験について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありました
ので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求める。

(担当:農林水産部水産課)

試験養殖承認申請書

令和 4 年 3 月 7 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1 目的 カキ類の試験養殖（筏方式）

2 水産物の名称 カキ類

3 漁場の位置及び区域並びに面積

松区第 417 号（介類小割式養殖業）漁場内的一部分に
 $10m \times 10m$ の養殖試験筏を 4 箇所 計 1,800 m²

4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より 1 年間

5 養殖の方法及び規模

方法；カキ類については稚ガキの付いたホタテ殻垂下連
規模； $10m \times 10m$ の養殖筏を 4 基設置（別紙 1 参照）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙 1）
- (4) 同意書

理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えております。

また、肥前統括支所管内駄竹地区においては、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれていますが、ごち網漁業の休漁期間（1～2月）の収入源の確保、定置網漁業の著しい変動に伴う収入の不安定化への対応が喫緊の課題となっています。

そこで、同地区では昨年3月から養殖管理にあまり手がかかるないマガキの試験養殖を複合経営種として行っているところです。

現在の試験養殖では、生残状況、身入り状況は比較的良好であるものの、現時点では1台の筏に50連としており、密集し成長が遅く感じています。

その為、次回は、引き続き、玄海水産振興センターの指導の下、同区画で筏4台、120連にして密集を緩和し成長の促進具合、又、連なって筏を組むことで場所による成長具合も試験したいと考えています。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐 賀 玄 海 漁 業 協 同

代表理事組合長 川寄 和

二枚貝類(カキ類)養殖試験計画書

佐賀玄海漁業協同組合 肥前統括支所管内の駄竹地区では昨年より養殖管理にあまり手がかかるないマガキの二枚貝などの試験養殖を複合経営種として行いました。

本年は昨年の1台の筏に50連と/or>いたが、密集し成長が遅かった様に感じた為、本年は筏を3台増やし4台と120連にして密集を緩和して成長の促進具合、又、連なって筏を組むことで場所による成長具合も試験したいと考えています。

1. 試験の概要

(1) 実施場所及び対象魚種:

①唐津市肥前町入野サヤ崎地先(別図1)

松区第417号(介類小割式養殖業)の一部を使用し、カキの養殖試験を実施

(2) 実施期間:令和4年3月(当該養殖試験が承認され次第)～令和5年2月

(3) 試験内容

ア 概要

筏式(木製)

イ 養殖施設(別図3のとおり)

- ・10m×10m筏を4基設置(入野サヤ崎地先)
- ・0.5～0.7m間隔でカキ種苗が付着したホタテ貝殻を取り付けたロープを吊るす
- ・上記の筏にホタテ殻垂下連を120連設置

ウ 試験方法

令和4年4月以降(養殖試験承認後)に筏およびカキ種苗を試験海域に設置

・設置後は同11月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認

・同12月から令和5年1月にかけて身入り試験・出荷試験

・同2月に試験終了・片付け

エ 養殖スケジュール

	R4.3月	6月	9月	11月	12月～R5.3月	R5.3月末
作業内容	筏・種苗→	養殖管理・生残確認	→	生残・身入り試験・出荷試験	→	試験終了・片付け
	設置					

2. 安全対策

施設の維持管理については、肥前統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所 0955-54-2131

同 意 書

松区第 320 号もしくは松区 417 号内で実施予定のカキ試験養殖につきまして
は、同意します。

令和 4 年 3 月 7 日

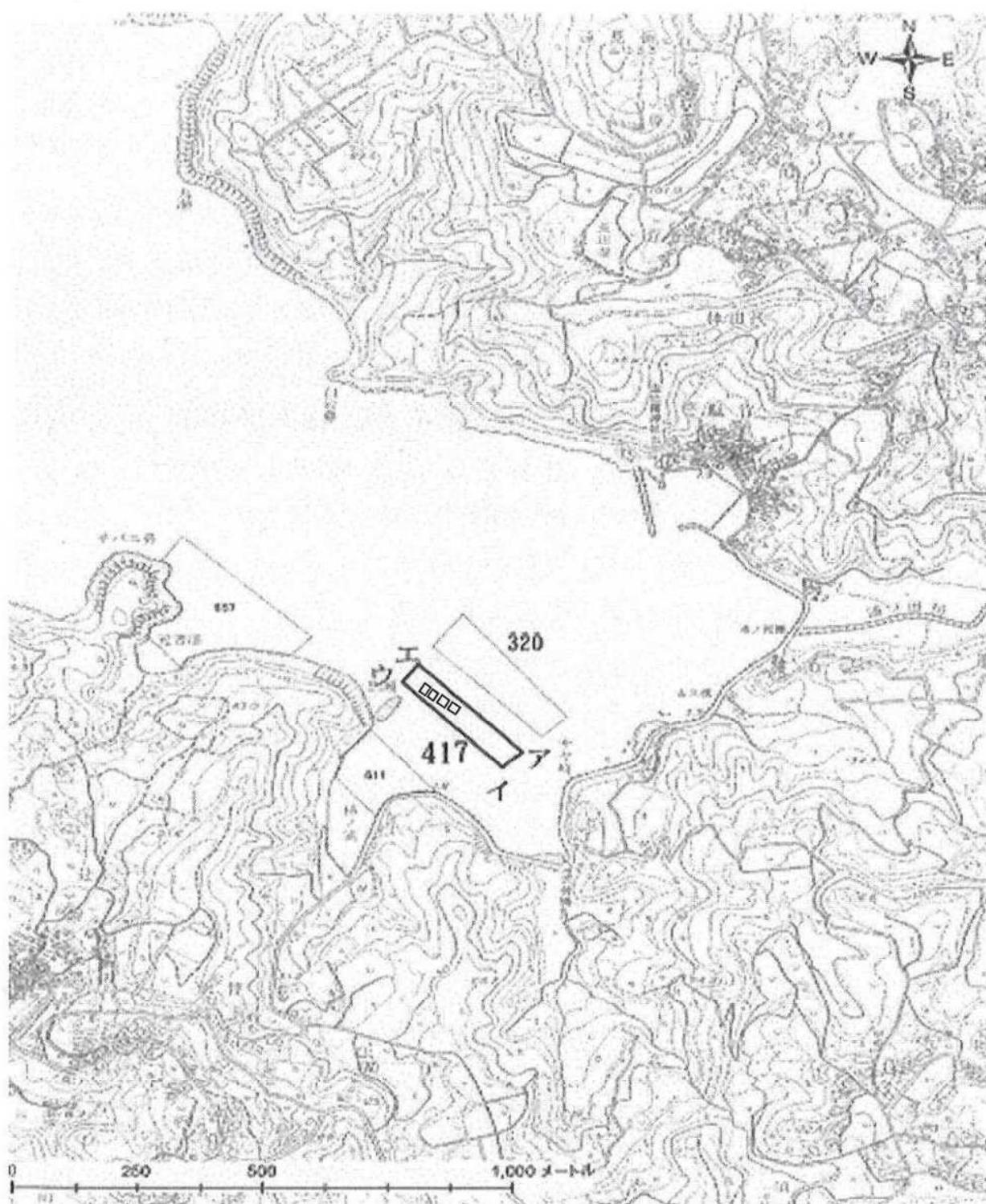
住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前町納所		

住所は代書可、氏名は代書不可。

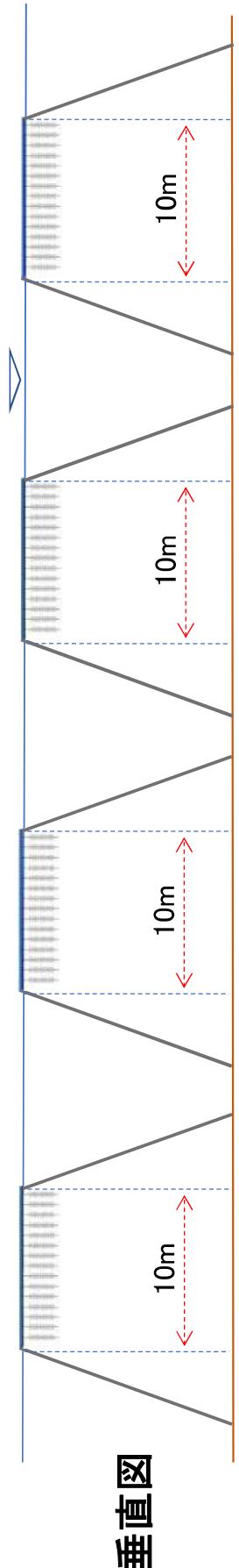
住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

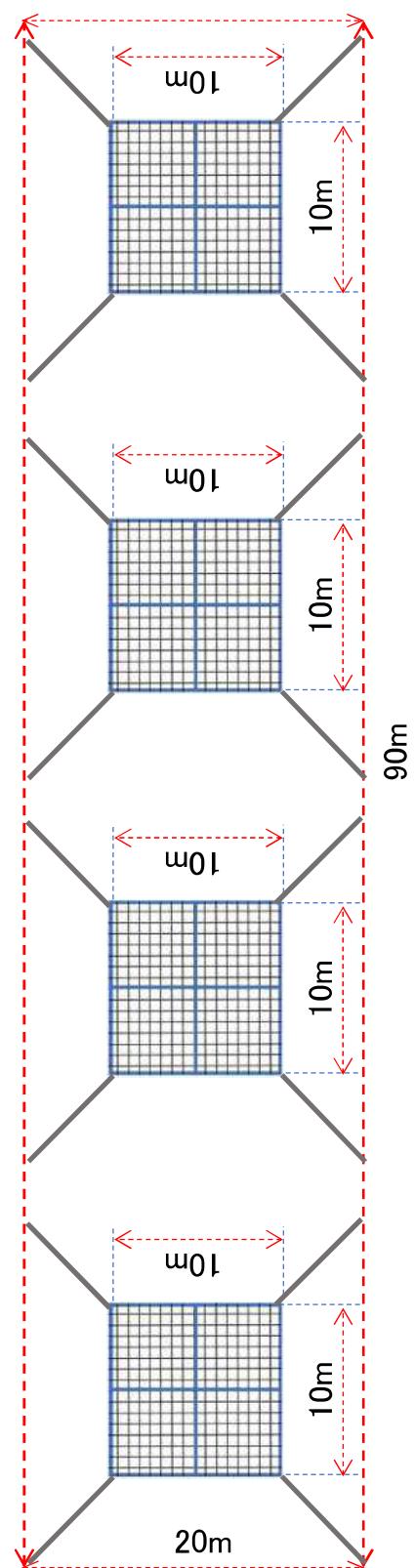
別紙1。



別図 $1800m^2$



垂直図

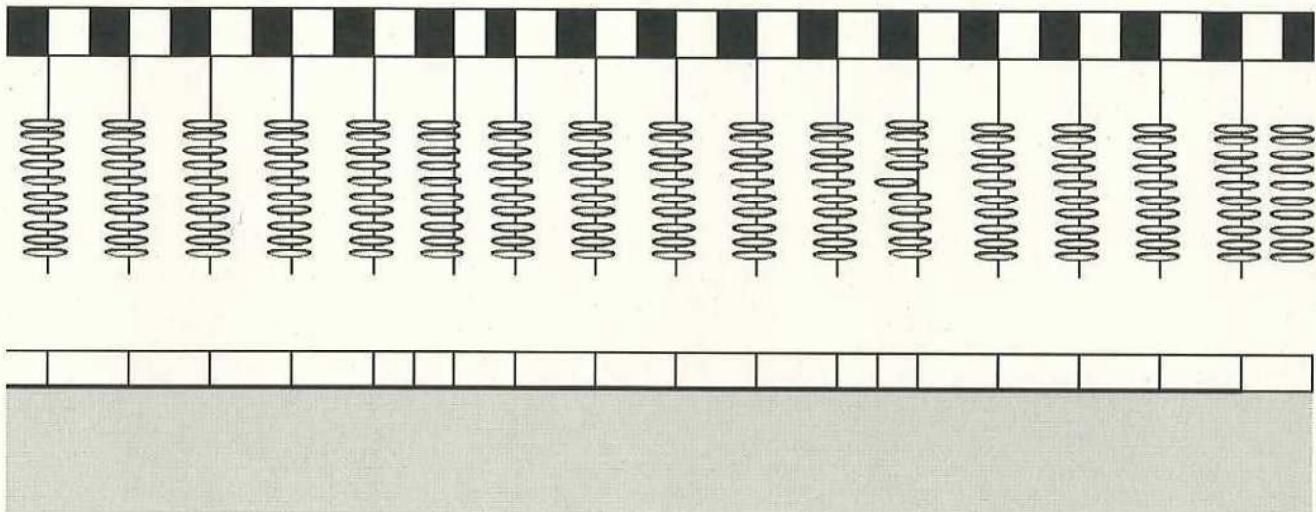


水平図

正面図

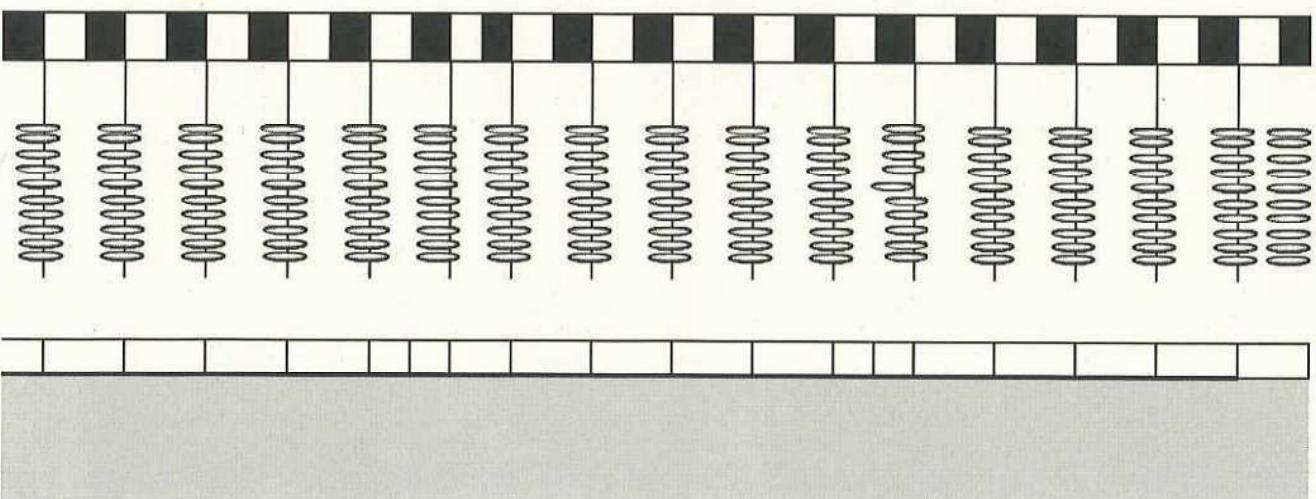
別図3

10 m



側面図

10 m



試験養殖承認申請書

令和 4年 3月 7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1 目的 ヒオウギガイの試験養殖（筏方式）

2 水産物の名称 ヒオウギガイ

3 漁場の位置及び区域並びに面積

松区第417号（介類小割式養殖業）漁場内的一部分に
10m×10m の養殖試験筏を 1箇所 計 400 m²

4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より 1年間

5 養殖の方法及び規模

方法；ヒオウギガイについてはチョウチンかごを用いた垂下養殖
規模；10m×10mの養殖筏を 1基設置（別紙1参照）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 同意書

理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えております。

また、肥前統括支所管内駄竹地区においては、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれていますが、ごち網漁業の休漁期間（1～2月）の収入源の確保、定置網漁業の著しい変動に伴う収入の不安定化への対応が喫緊の課題となっています。

そこで、同地区では昨年3月から養殖管理にあまり手がかかるないヒオウギガイの試験養殖を複合経営種として行ったところ、へい死率、身入り状況で良好な結果が得られました。

それで、今回のヒオウギガイの試験養殖は昨年に引き続き、同地区（入野サヤ崎地先）において、玄海水産振興センターの指導の下、ヒオウギガイの試験養殖の生残、成長及び身入り状況の把握を行うものです。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 [REDACTED]
氏 名 佐 賀 玄 海 漁 業 協 同 [REDACTED]
代表理事組合長 川 崎 和 正 [REDACTED]

二枚貝類(ヒオウギガイ)養殖試験計画書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかかる二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所の駄竹地区では、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれているが、ごち網漁業の休漁期間(1~2月)の収入源の確保、定置網漁業の漁獲量の著しい変動に伴う収入の不安化への対応が喫緊の課題となっている。

そこで、駄竹地区(入野サヤ崎地先)において、秋から春にかけて安定した収入が見込める二枚貝類、ヒオウギガイの養殖試験を継続して行うことで、漁業者の漁家経営の安定に資する可能性を図る。

1. 試験の概要

(1) 実施場所及び対象魚種:

①唐津市肥前町入野サヤ崎地先(別図1)

松区第417号(介類小割式養殖業)の一部を使用し、ヒオウギガイの養殖試験を実施

(2) 実施期間:令和4年3月(当該養殖試験が承認され次第)~令和5年2月

(3) 試験内容

ヒオウギガイ

ア 概要

筏式(木製)

イ 養殖施設(別図4のとおり)

10m×10m(入野サヤ崎地先)に筏1基設置

- ・0.5~0.7cm間隔でヒオウギガイ稚貝をいれたチョウチンかご2~3個を連なりし設置する。
- ・チョウチンかごは2分目から5分目の目合いとし、1かごに20~30個のヒオウギガイを入れる(入れる数は、貝の大きさにより調整する;かご底面積の70%以内)

ウ 試験方法

令和4年3月以降(養殖試験承認後)に筏およびヒオウギガイ種苗を試験海域に設置

・設置後は同11月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認

・同11月から令和4年1月にかけて身入り状況の把握→試験出荷

・同2月に試験終了

エ 養殖スケジュール

	R3.3月	6月	9月	11月~R5.3月	R5.2月末
作業内容	筏・種苗→ 設置	養殖管理(網替え・貝掃除) 生残確認	→	身入り状況の把握 試験出荷	→試験終了

2. 安全対策

施設の維持管理については、肥前統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所 0955-54-2131

同 意 書

松区第 320 号もしくは松区 417 号内で実施予定のヒオウギガイ試験養殖につきましては、同意します。

令和 4 年 3 月 7 日

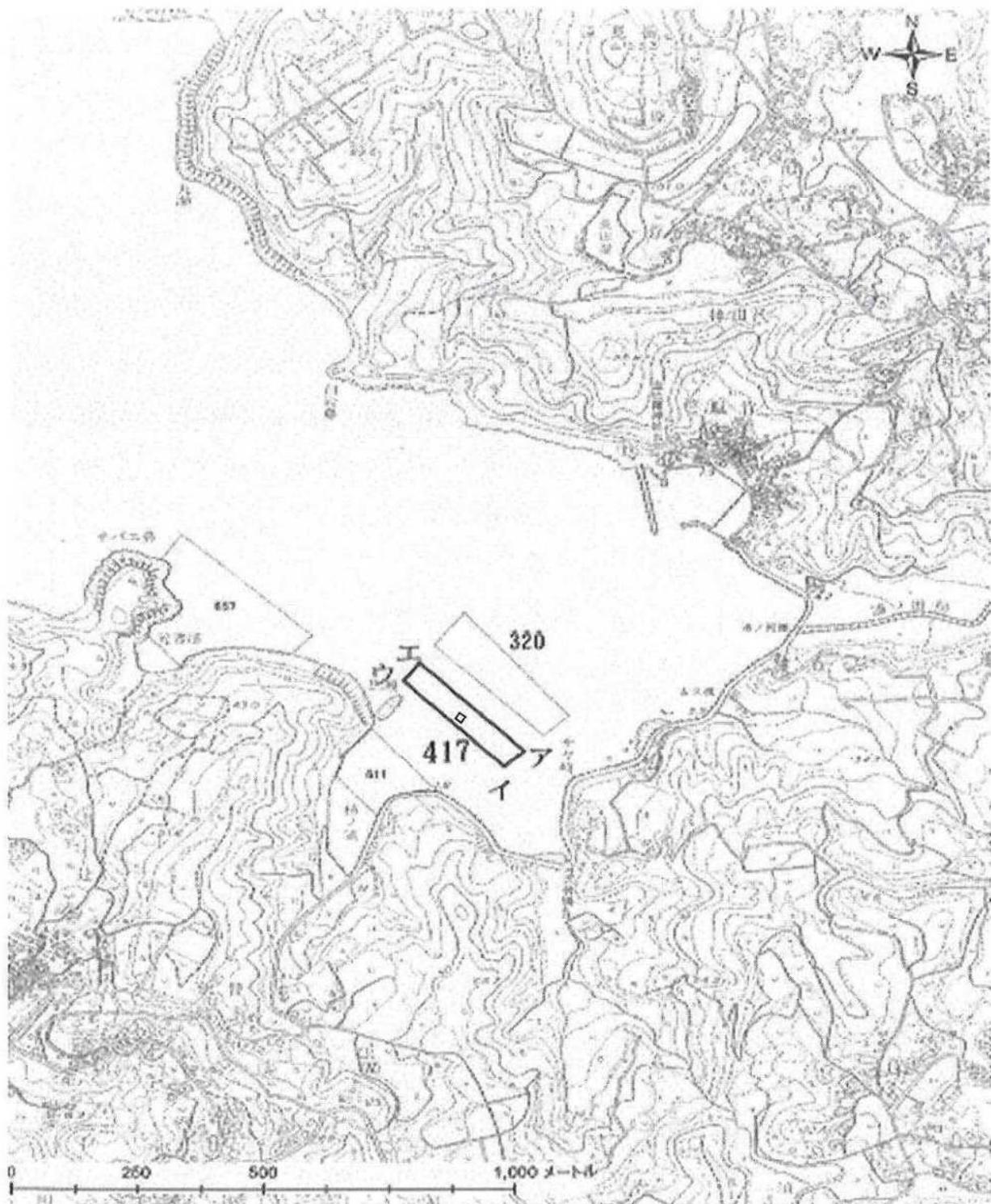
住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前町		

住所は代書可、氏名は代書不可。

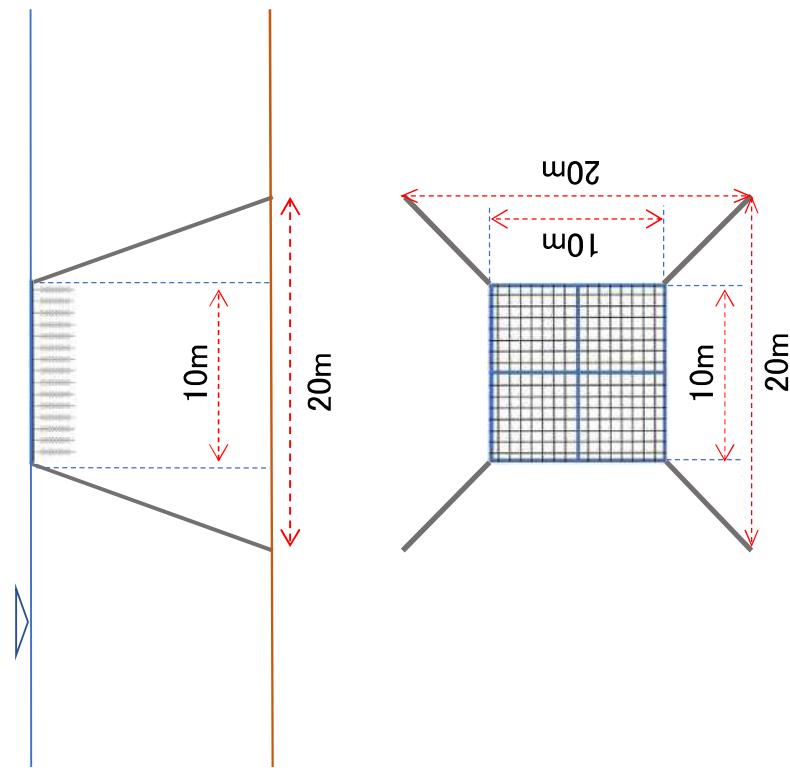
住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

別紙1



別図 400m^2



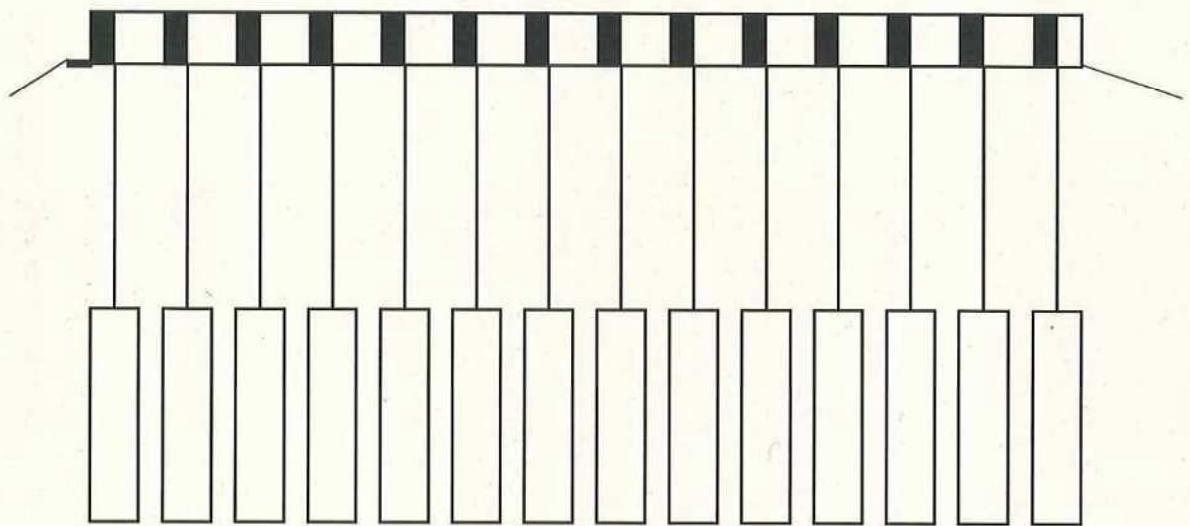
垂直図

水平図

正面図

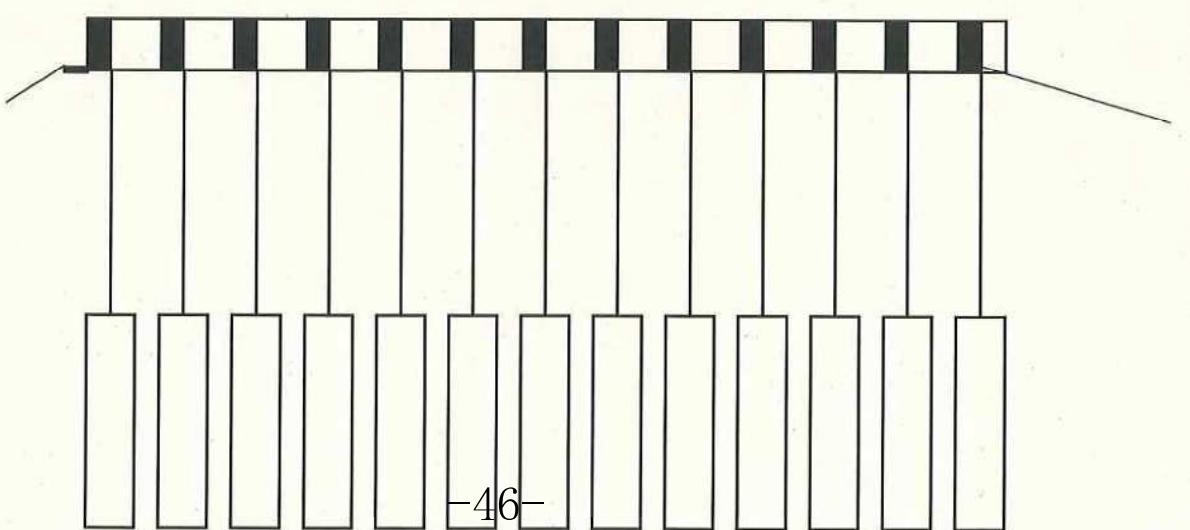
別図4

10 m



側面図

10 m



令和4年カキ・ヒオウギガイ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀亥海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を結ぶ。

（目的）

第1条 甲は、カキ・ヒオウギガイ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、隨時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年2月28日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののはか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年3月7日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰

乙 唐津市海岸通71-8-2番地

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川崎

唐農水第1882号
令和4年3月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 良

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年3月7日付で、佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川崎和正より、佐賀玄海漁業協同組合唐津市肥前統括支所におけるカキ及びヒオウギガイ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願ひいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所管内においては、昨年3月から駄竹地区でマガキ及びヒオウギガイの養殖を実施しており、へい死率や身入りで良好な成果が得られています。

駄竹地区の漁業の状況は依然厳しく、特にごち網漁業休漁期間の収入源の確保、定置網漁業の収入の不安定さを考慮すると、複合経営種として、養殖管理に最小限のコストで行えるヒオウギガイの試験養殖を継続し、また、マガキは筏の台数を増やし、密集を緩和することで、成長の促進具合を図ることは良案であると考えております。引き続き試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願ひいたします。

令和4年3月7日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達良

水産第3686号
令和4年3月4日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第90条にかかる資源管理の状況等の報告について（報告）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定により、漁業権者より報告を受けましたので同条第2項の規定により下記のとおり意見を付して報告します。

記

1. 共同漁業権については、一部の漁協においては、出荷状況等の把握が取りのみの部分もあるが、補足資料によると一定の行使実態は見受けられる。また、藻場の保全や漁場保全の取組も様々な事業を活用しつつ行っており、適切な資源管理を実施することを努めている。
これらのことから、適切かつ有効に漁場を利用していると認める。
2. 区画漁業権のうち、一部の区画において利用率が2/3を下回っているが、ヒアリング調査において、今後、令和5年の一斉切替えに向けて自ら区画の整理に取組むとともに、他地区からの入漁を促すなど利用状況の改善に真摯に取組む意向が確認できている。
このため、今後は、令和5年の一斉切替えに向けて玄海水産振興センターの助言を受けながら、養殖対象種の再考を含め区画の整理を行うことを求めていく。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第68号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第66号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。
- ① 30キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和3年6月1日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めたことから、令和3年7月の委員会指示第67号に基づき、令和3年8月21日から令和4年5月31日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和4年6月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第68号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※従来の報告事項に遊漁船の情報を追加。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時 期	R4年6月	7～8月	9～10月	11～12月
数 量	10トン	10トン	10トン	10トン

- ・全海区における令和4年6月1日からの採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合：令和5年3月31日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十八号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和四年三月七日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会
指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上をいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、

- 直ちに別個体を海中に放流しなければならない。**
- (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。
- ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量
- ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- エ 採捕した海域
- オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名**
- (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるとときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、**令和四年六月一日から令和五年二月二十一日まで**とする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶: 総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限: 県ごとに承認隻数の上限を定める。

[県別承認隻数上限]

県名	承認隻数上限
山口県	58隻
福岡県	86隻
佐賀県	22隻
長崎県	95隻
熊本県	1隻
広島県	9隻

- ③ 届出制対象船舶: 総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

2 承認番号の表示

承認を受けた者にあっては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和4年9月～令和5年4月)分をまとめて令和5年4月30日までに提出する。

6 指示の有効期間

令和4年5月1日から令和5年5月31日まで

(注: 承認又は届出に基づく操業期間は令和5年4月30日まで)

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十九号（案）

規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和四年二月七日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十二度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的經濟水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認

規制海域において、令和四年五月一日から令和五年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営むとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山 口 県	五十八隻
福 岡 県	八十六隻

佐賀県	一一一隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならぬ。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ繩漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ繩漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ繩漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A 海域 北緯三十四度四十分四十. 三秒、東経百三十一度四十. 一分三十五秒の点から北西 の線以東の海域	浮 繩	令和四年五月一日から十一月九日 まで及び令和五年三月二十一日から四 月三十日まで
B 海域 次に掲げる線以東の規制 海域。ただし、A海域を除	底 繩	令和四年五月一日から八月三十一 日まで及び令和五年四月一日から四 月三十日まで

<^o

一 東経百二十九度四十
分の線と長崎県壱岐市
湯本湾の最大高潮時海
岸線との交点（次号に
おいて「A点」という。）
一 から正北の線
一 A点から長崎県壱岐
市簡城崎に至る直線及
び長崎県壱岐市簡城崎
島北端を経て佐賀県唐
津市浜崎に至る直線を
結んだ線

C 海域 規制海域のうち、 除く海域。D 海域、 E 海域を 海域。	浮 繩 底 繩	浮 繩 底 繩	底 繩	令和四年五月一日から八月三十 日まで及び令和五年四月一日から四 月三十日まで
D 海域 次に掲げる線によつて囲 まれた海域。 一 北緯三十三度四分の 二 線 二 北緯三十三度三十分 の線 三 東経百二十九度十分 の線 四 東経百二十九度二十一 分の線	浮 繩 底 繩	浮 繩 底 繩	浮 繩 底 繩	令和四年五月一日から九月三十 日まで及び令和五年三月二十一日から 四月三十日まで
E 海域 次に掲げる直線及び陸岸 によつて囲まれた海域。 一 長崎県長崎市権現山 三角点から同県同市大立神 灯台に至る直線 二 長崎県長崎市大立神 灯台から熊本県天草市天 魚貫崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰 崎から熊本県天草市天 神山に至る直線	浮 繩 底 繩	浮 繩 底 繩	浮 繩 底 繩	令和四年五月一日から十月三十一 日まで及び令和五年四月一日から四 月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十七センチメートル以下とのとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるものほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年五月一日から令和五年五月二十一日までとする。